

# 熊野牛認定委員会規約

(名称)

第1条 この会は、熊野牛認定委員会（以下「委員会」という）という。

(目的)

第2条 委員会は、熊野牛の認定制度を確立し、その運用を円滑に推進することにより、消費者等に対し安全、安心な熊野牛の提供を行い信頼確保を図り、もって熊野牛の健全な発展に資することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議及び実施をする。

- (1) 熊野牛の認定に関すること
- (2) 熊野牛認定委員会規約の改廃に関すること
- (3) 熊野牛認定要領の制定、改廃及び運用に関すること
- (4) 認定委員会委員及び肉質調査員の委嘱に関すること
- (5) 肉質調査員を対象とした食肉評価研修の開催に関すること
- (6) 認定状況の把握、分析及び検証に関すること
- (7) 認定に関する諸問題の検討解決に関すること

(委員)

第4条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 和歌山県熊野牛ブランド化推進協議会推薦会員 4名以内
- (2) 熊野牛を取り扱う料理店及びホテル等の経営者 2名以内
- (3) 和歌山県熊野牛ブランド化推進協議会会員和牛飼養管理農家 2名以内
- (4) 委員長が推薦する関係機関及び関係団体の代表者等 若干名
- (5) その他委員長が必要と認めた学識経験者等 若干名
- (6) (1) は和歌山県熊野牛ブランド化推進協議会会長及び副会長とする。  
(4) は熊野牛産地化推進協議会会長、公益社団法人畜産協会わかやま常務理事及び公益社団法人和歌山県獣医師会専務理事とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役職)

第6条 委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会は、委員長が議長を務める。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は公益社団法人畜産協会わかやまに置き、事務は公益社団法人畜産協会わかやまに委ねる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

要領を規約と改め、平成26年9月5日に改訂、同日から施行する。